

## 【様式 2】

# 規制の事前評価書（簡素化）

法律又は政令の名称：外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案

規制の名称：国際的な枠組みにおける合意の国内履行に係る新たな輸出規制等

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課

評価実施時期：令和2年8月

## 1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

### ① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

規制の事前評価を行うことが義務付けられている政策のうち、以下の表1に掲げる i ~ vii のいずれかの要件に該当する政策は、簡素化した評価手法を適用できる。  
簡素化した規制の事前評価を行う場合、該当する要件を明らかにした上、当該要件を満たしていることをいずれかの項目において説明すること。

該当要件：iii

※ 以下の表1を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	<p><b>規制の導入に伴い発生する費用が少額</b></p> <p>遵守費用が年間10億円（※）未満と推計されるもの。 ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。</p> <p>● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。</p>
ii	<p><b>規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。</li><li>副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。</li></ul> <p>● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会に対する負の影響）が小さいことを記載すること。</p>
iii	<p><b>国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの</b></p> <p>国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であつ</p>

	<p>て、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。</li> </ul>
iv	<p><b>国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの</b></p> <p>我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること</li> </ul>
v	<p><b>科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの</b></p> <p>研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。</p> <p>ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。</p> <p>※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。</li> </ul>
vi	<p><b>何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの</b></p> <p>事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（3か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。</li> </ul>
vii	<p><b>規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。</li> <li>・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。</li> </ul>

## 2 規制の目的、内容及び必要性

## ② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5~10年後のことと想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。  
(現状をベースラインとする理由も明記)

大量破壊兵器等<sup>1</sup>の不拡散など安全保障の観点から、大量破壊兵器等及び通常兵器の開発等<sup>2</sup>に関連する貨物及び技術については、約40カ国が参加する国際輸出管理レジーム<sup>3</sup>において、毎年各国が協調して輸出管理及び技術管理の対象とすべき貨物及び技術の範囲を議論し、新たに規制対象等とする貨物及び技術の内容を合意している。

昨年の国際輸出管理レジームにおいて、一部の貨物及び技術を規制対象外等とすることが合意され、我が国も合意国として規制対象外となった貨物及び技術について、安全保障の観点からも国内関連法の見直しを行う必要がある。仮に規制対象外となった合意内容を措置しない場合、企業等に過剰な規制を行うこととなり、我が国経済の健全な発展の妨げとなる。

なお、昨年の国際輸出管理レジームにおける合意は、いずれも規制の対象外とする合意であることから輸出事業者等に対して大きな影響はない。

### 【規制対象から削除することが合意された貨物の例】

冷媒用に使用することができる液体等（現行規制が冷媒用に使用できるものと読める事から、冷媒用の用途のものだけでなく、結果として冷媒用のものに使用できる可能性があるものは全て規制対象となっている）について冷媒用に使用可能であるという設計意図を持った貨物のみを規制するという趣旨から政令において「冷媒用の液体」という規定とするもの（設計の仕様については省令で規定）。

<sup>1</sup> 大量破壊兵器等：核兵器、生物・化学兵器、ミサイル。

<sup>2</sup> 開発等：開発、設計、製造、使用。

<sup>3</sup> 国際輸出管理レジーム：NSG（核関連）、AG（生物・化学兵器関連）、MTCR（ミサイル関連）、WA（通常兵器関連）。

## ③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあっては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

我が国は武器や民生利用を目的に開発されたものであっても、軍事利用可能な貨物、技術の懸念国・組織への移転を防止するための国際合意に参加し、外為法により担保している。

こうした国際的な安全保障貿易管理を維持、強化する必要性は益々高まっており、上記国際合意では管理対象の貨物や技術の見直しを毎年実施している。

仮に、一部の参加国の規制内容に漏れがあった場合、当該参加国が迂回拠点として利用されため、国際合意の内容を外為法に反映するための改正が必要である。

### 3 直接的な費用の把握

#### ④ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化することなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するために負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

##### 【遵守費用】

今般、国際輸出管理レジームにおいて合意された貨物及び技術のうち、国内法（政令）に規定される新たに規制対象となる貨物及び技術は存在しないため、今回の改正においては、追加的な遵守費用は生じない。

##### 【行政費用】

外為法に基づく輸出の審査等を行っている行政機関は、新たな規制内容について、説明会等を通じた企業等への周知等が必要となるが、これまでの業務の範囲で対応可能なため、費用の増加は限定的である。

経済産業省本省職員による説明会を開催（3回程度）しており、説明会業務に1人で約90分を要すると仮定すると、時給（約2,600円（※））×1人×90分/60分×3回=約11,700円が説明会等を通じた企業等への周知等に係る費用となる。

※ 約2,600円=(地方交付税関係参考資料(平成31年度)の2職員給与費単価(一般職員分)の道府県分の職員Bの単価)5,376,980円÷(8時間×5日×52週)

#### ⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載す

ることが求められる。

規制対象外とすることが合意された貨物及び技術については、技術革新等により国際的な平和及び安全の維持の妨げとなることがないとして合意されたものであり、これにより悪影響等は発生せず、モニタリング等も不要なことから、行政費用は発生しない。

#### 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

今回、規制対象外とすることが合意された貨物及び技術については、技術革新等により国際的な平和及び安全の維持の妨げとなることがないとして合意されたものであり、副次的な影響及び波及的な影響は発生しない。

#### 5 その他の関連事項

- ⑦ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合はその内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

事前評価の各要素（定量的な遵守費用や効果等）を検討会等で活用した実績はない。

#### 6 事後評価の実施時期等

- ⑧ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にして

おくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

国際輸出管理レジームにおいて、国際協調的な輸出管理の規制対象となる貨物及び技術の見直しにかかる検討は毎年実施されている。これに合わせ、我が国でもおおよそ 1 年に 1 回の頻度で関係法令の見直しが必要となっているため、施行後 1 年後を目処に事後評価を実施する。

- ⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要な指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

国際輸出管理レジームの会合等において、最新の技術動向を把握しつつ、毎年検討されている規制対象となる貨物及び技術の見直しに係る合意形成の過程で国内の事業者に意見を聞く際、今回の改正によって、国際的な不整合が生じていないかについて、レビューを行うこととする。